

三木市における空家等の利活用及び発生抑制に関する連携協定書

三木市（以下「甲」という。）、株式会社みなと銀行（以下「乙」という。）及び独立行政法人住宅金融支援機構近畿支店（以下「丙」という。）は、空家等の利活用及び発生抑制に関する取組の推進について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙の三者が連携・協力し、三木市における空家等の利活用及び発生抑制に関する取組を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）空家等 建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- （2）金融支援 空家等の利活用及び発生抑制に資するローン商品の提供をいう。

（取組事項）

第3条 甲、乙及び丙は、第1条の目的を達成するため、主に次の各号に掲げる事項に取り組むものとする。

- （1）空家等の発生抑制に関すること。
- （2）空家等の利活用の促進に関すること。
- （3）前2号の取組に必要な情報の発信及びイベントの実施に関すること。

（甲が主体となって取り組む事項）

第4条 甲は、乙及び丙が行う金融支援を広く周知するため、広報・周知活動に取り組むものとする。

（乙及び丙が主体となって取り組む事項）

第5条 乙及び丙は、空家等の利活用及び発生抑制を目的とした金融商品の開発・提供を行うものとする。

- 2 乙及び丙は、甲が行う空家等の利活用及び発生抑制に関する施策を広く周知するため、広報・周知活動に取り組むものとする。

（情報の共有）

第6条 甲、乙及び丙は、前3条の取組事項を実施するにあたり、情報の共有に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第7条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく取組により知り得た個人情報について、当該個人情報の漏洩等の防止、その他の安全管理のために、必要かつ適切な措置を講じるものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和4年3月末日までとする。ただし、有効期間満了日の2か月前までに当事者のいずれからも書面による別段の意思表示がない場合は、この協定は1年を限りに更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年11月4日

甲 兵庫県三木市上の丸町10番30号
三木市
市長 仲田 一彦

乙 兵庫県神戸市中央区三宮町2丁目1番1号
株式会社みなと銀行
代表取締役 武市 寿一

丙 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番20号
独立行政法人住宅金融支援機構
近畿支店長 中島 康成